瑞穂町後期高齢者医療に関する条例　新旧対照表

新	旧
第1条から第5条　略 （公示送達） 第6条　法第112条の規定において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を瑞穂町公告式条例（昭和25年条例第8号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。 第7条から第10条　略 附　則 （施行期日） 1　この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。 （経過措置） 2　この条例による改正後の瑞穂町後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。	第1条から第5条　略 （公示送達） 第6条　法第112条の規定において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達は、 瑞穂町公告式条例（昭和25年条例第8号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う ものとする。 第7条から第10条　略